

高知県沿岸漁業経営改善資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業経営改善資金利子補給要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本補給金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、又は漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、無利子の資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者等の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第5条 沿岸漁業経営改善資金を貸し付けることができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、農林中央金庫、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫のうち県税を滞納していない者とする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業経営改善資金利子補給要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本補給金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、無利子の資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者等の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第5条 沿岸漁業経営改善資金を貸し付けることができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、農林中央金庫、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫のうち県税を滞納していない者とする。</p>

高知県沿岸漁業経営改善資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>第6条～18条 略</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>この要綱は、令和4年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。</u></p>	<p>第6条～18条 略</p> <p>附 則 （略）</p>
---	---------------------------------